

総行行第 364 号
令和 4 年 12 月 28 日

各都道府県選挙管理委員会書記長 } 殿
各指定都市選挙管理委員会書記長 }

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行に伴う直接請求制度における運用上の留意事項について（通知）

「地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について」（令和 4 年 12 月 28 日付け総行行第 358 号・総行市第 153 号総務省自治行政局長通知）により、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 82 号。以下「改正省令」という。）は、本日、公布及び施行されたことを通知しましたが、改正省令の施行に伴い、直接請求制度における運用上の留意事項を下記のとおりお知らせします。

貴職におかれては、直接請求制度について適切な運用がなされるよう格別の配慮をされるとともに、各都道府県選挙管理委員会におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村選挙管理委員会に対してもこの旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 改正省令の趣旨

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 92 条第 1 項及び第 2 項の規定により、請求書、請求代表者証明書のほか、署名収集受任者（請求代表者の委任を受けて署名の収集を行う者をいう。以下同じ。）が署名の収集を行う場合は、その委任状を付した署名簿を用いて署名を求めなければならないこととされているが、請求

代表者が複数いる場合や、複数の署名収集受任者が1冊の署名簿を用いて署名の収集を行った場合、当該署名簿を用いて署名を収集した者が、いずれの署名収集者（請求代表者又は署名収集受任者をいう。以下同じ。）であったのか、署名簿上で特定することができないことが、不正への心理的なハードルを下げている、署名の偽造や権限のない者による署名収集の一因となっている可能性が「直接請求制度の運用上の課題に関する研究会」報告書において指摘されている。

また、署名収集者及び署名者が、直接請求に係る法令上の規制を理解した上で、署名収集が行われることが重要であるが、法令上の規制への理解が十分でない、不正・無効な署名が増える一因となる可能性も同報告書において指摘されている。

今回の改正省令は、これらの指摘への対応として、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第9条の別記様式及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成17年総務省令第43号）第1条の別記様式の改正を行ったものである。

2. 署名収集者及び署名者の制度理解の促進

上記のとおり、署名収集者及び署名者が、直接請求に係る法令上の規制を理解した上で、署名収集が行われることが重要であることから、総務省において、適正な署名収集を行うための留意事項等を記載した資料（別紙1～3）を作成し、公表したところである。

（総務省ホームページ「直接請求制度」掲載ページ）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chokusetsu_seikyuu.html

各地方公共団体におかれては、請求代表者に対する説明等に活用いただくとともに、各団体のホームページに総務省ホームページへのリンクを掲載する等、住民への周知に努めていただきたい。

また、実際に、署名収集が行われる場合には、住民への一層の周知のため、例えば、庁舎等の窓口当該資料を掲出する等、周知方法の工夫を行うことが望ましい。

3. 署名簿の縦覧制度における個人情報への配慮

直接請求制度における縦覧は、地方自治法第74条の2第2項において、「署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない」と規定されている。

一方、同報告書において、署名簿の縦覧に関しては、昨今の情報通信技術の著しい発展等社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報保護に対する意識の変化に十分対応することができているかということを考える必要がある、署名簿の縦覧において個人情報への配慮を行う場合には、その縦覧の趣旨と個人情報保護とのバランスを慎重に考える必要があると指摘されている。この点、同報告書は、「署名簿の縦覧は署名の効力に関する異議の申立てを行うための準備行為と捉えることができ、異議の申立ては、自己が直接利害関係を有する署名の効力についてのみ行うことができるものと解されていることからすれば、署名簿の縦覧において自らの署名を確認することによって、縦覧の目的が達せられる場合が多いと考えられる。また、署

名簿全体の有効署名数を争うなどのために署名簿の署名全部の有効無効を確認する必要がある場合であっても、始めから全ての署名者の住所や生年月日まで縦覧しなければならないということはないものと考えられる」とした上で、署名簿の縦覧における個人情報への配慮の方向性として、以下の手順で縦覧を行うことが考えられるとしている。

- ① 縦覧の際に、署名簿の住所、生年月日等を黒塗りや目隠しケースを当てる等の方法により、一旦隠しておく。
- ② 特定の署名者の署名を住所、生年月日等の部分も含めて縦覧したい旨の申出があった場合には、住所、生年月日等の部分も含めた当該特定の署名者の署名を縦覧させる。
- ③ 以上の手順を踏んでもなお、署名簿全体を縦覧したい旨の申出あった場合には、署名簿全体を縦覧させる。

各地方公共団体におかれては、個人情報保護の観点から、同報告書の内容やこれまでの各団体における署名簿の縦覧時の運用等を踏まえ、署名簿の縦覧時における個人情報への配慮について検討されたい。

なお、署名簿の住所、生年月日等を一旦隠しておく方法については、各地方公共団体の人口規模や署名簿の縦覧の頻度等を踏まえ、適切な方法を検討されたい。